

喜多方市議会決算特別委員会会議録

令和6年10月11日（金曜日）

【文教厚生常任委員会所管分】

○小島雄一委員長 次に、文教厚生常任委員会所管分に移りたいと思います。

ご質疑ございませんか。

田中修身委員。

○田中修身委員 私は、カーボンニュートラルの取組、今後の目標達成に向けてどのように考えているかについてお伺いしたいと思います。

カーボンニュートラルの取組は令和5年度から始まったばかりということで、今数値的にはまだ出せていないという話でしたが、その中で、市の事務事業でエネルギーを使用したことにより発生した二酸化炭素の排出量などは、令和4年度に比べて令和5年度は91.9%ということで、減っているという実績を見させていただきました。

また、ごみの排出量などを見ますと、令和4年度までは1日1人当たり893グラムだったのが令和5年度は855グラムということで、30グラムちょっと減りました。これはとても急激な現況なのですけれども、環境改善計画の中では令和8年度に855グラムにするのだということになっていたのですけれども、もうそれを達成したというようなことに数値的にはなっています。

それで、私は、産業建設常任委員会の審議のときの水道課の質疑の中で、水道事業の収益が、純利益と申しますか、それが減っているのはなぜかと問うたときに、人口減少があるのではないかと言われました。このごみが減ったという実績についても、市民生活課のほうではまだ検証していないと、これから検証だという話だったのですが、これがやはり人口減少に伴うものも一因であれば、これはなかなかゆゆしきというか、厳しい現実もあるのではないかなと私は感じています。

それで、前置きが長くなりましたけれども、2050年までにカーボンニュートラルを実施していくということで宣言もして、県内では本市は二本松市に次いで2番目なのですけれども、その辺、今後改めてどのようなことで取り組んでいくのか、市長から答弁をお願いしたいと思います。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） カーボンニュートラルの取組についてであります。本市ではこれまでも様々な取組を行ってきたところであります。2050年カーボンニュートラルの実現は、市民、事業者の一人一人が自分ごととして捉え、目的達成に向けてそれぞれの取組を実現することが必要であります。

このような中、本年5月に「喜多方市地球温暖化対策総合ビジョン」を策定し、その中で、カー

ボンニュートラルが達成された本市の将来像を描き、将来像の実現に向けて、あらゆる主体が一丸となって地球温暖化対策を行うことを推進することとしたところであります。

また、単にカーボンニュートラルだけではなく、その取組による地域経済循環の向上や持続可能なまちづくりにもつながる、いわゆる「エネルギーの地産地消」を重要なものと位置づけております。

これらの考え方を踏まえ、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の選定を受け、令和5年度より令和9年度まで、将来のさらなる脱炭素化の基盤とすべく、「カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業」を実施し、太陽光発電、木質バイオマス及びLED等の導入推進を図っております。

特に、大きな導入ポテンシャルを備える農地を活用し、エネルギーの地産地消と持続可能な営農手法の確立、市有施設の脱炭素化を目指し、営農型の太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングの普及に取り組んでいるところでございます。

また、同様に、事業者における再エネ導入と脱炭素経営、ひいては昨今のエネルギー価格高騰への対策として、事業所や工場への太陽光発電設備導入に対する補助制度を創設し、これまで以上に事業者への支援に努めているところであります。

また、市民の行動変容を促す普及啓発についても重要でありますので、補助事業のさらなる周知はもとより、「再エネセミナー」や「子ども再エネ学習会」、「出前講座」など、あらゆる世代に対する普及啓発の取組を検討・実施し、市が旗振り役となってカーボンニュートラルの実現を市民総ぐるみの運動として発展させ、目標達成につなげてまいりたいと思います。

ごみの減量化のお話もありましたけれども、やはり自分ごととして考える。そのためにもやはり市民が旗振り役として対応していかなければならないということでもあります。

本県は、2011年にあの複合災害で大変な被害、今も風評被害の払拭がされないという状況でありますので、福島県に先駆けて再エネの基地、先駆的な喜多方市を目指して努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○小島雄一委員長 田中修身委員。

○田中修身委員 ただいまの答弁の中にも、様々なカーボンニュートラルに対する項目があつて、ソーラーシェアリングというお話もあつたのですけれども、今回頂いた資料の中では、実績として令和5年度はゼロということでした。

それで、見てみますと、やはり基本的には太陽光発電というのがどうしても中心になっていて、言葉は適当か分かりませんが、その一本足というようなことが今あると思っております。その太陽光発電が、今他市のことを言ってもしようがないのですけれども、環境破壊とか、災害とかが起きているということで、今、問題になっているのですけれども、市長の答弁にはなかったのですけれども、例えば小水力発電とか、豊かな水を活用した地域ごとでの発電事業とか、あるいは市長からあ

りました木質バイオマスの活用などが、やはり私はこれから課題ではないかなと思っています。

木質バイオマスは、今ウッドショックというようなことでなかなか採算が取れないという説明もありましたが、やはり今、里山の問題というか、中山間地の問題では、木の処分、それが今本当に困っているのです。

私もそういうところに生まれ育ったものですから、木を切ってもその処分先がなくて、そこにどんどんどんどん積まれていくと。私たちの一つ上のおやじたちの世代でしたら、春になったら山に行って整理をしてそれを活用したという時代だったのですけれども、今はそういう時代ではなくなって本当に活用先がなくて、切ったものがどんどん廃棄されて積まれていく状態ということで、環境的には余りよくないのですよね。

ですから、もしそういった木質バイオマス発電と里山の環境を整えるということがうまく回っていけば、これはすごい有効なのではないかなと私は考えるのですけれども、その辺市長はどうお考えでしょうか。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） お話ありましたとおり、確かに小水力発電は、私、答弁で申し上げませんでした。

広大な544平方キロメートルの7割は森林であります。この森林の有効活用というのは非常に大切なことだと思っております、循環型社会をつくる意味でも大切だと。

しかしながら、今環境破壊というふうなお話がありましたけれども、いわゆるソーラーパネルの期限が来た場合の処理が今大変な問題になっております。本市では、そういった大型のソーラーパネルは設置がありませんでしたので幸いかなと思っておりますけれども、やはりこんなに高低差がある、小さな水路がいっぱいある、そういった意味での小さな、ちりも積もれば何とかと言いますけれども、小水力発電等々についても、今、会津北部土地改良区では大平沼に新しい発電所をつくりました。ダムでいえば、関柴ダムの計画があったのですけれども、これも頓挫してしまいました。

しかしながら、私どもとしては、非常にこのエネルギー源として魅力的な地域だなと思っております、あらゆる自然環境に優しいバイオマス発電も含めた中での再エネ、そしてカーボンニュートラルに向けてのそれらの項目についても推進してまいりたいと思っております。

〔田中修身委員、自席より、「終わります」〕

○小島雄一委員長 それでは、質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。

11時10分に再開いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

○小島雄一委員長 それでは全員そろいましたので、会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。

質疑ございませんか。

山口文章委員。

○山口文章委員 私のほうからですけれども、総括質疑での文教厚生常任委員会分は、児童保護者負担軽減経費についてということで、新入学準備金です。

文教厚生常任委員会の質疑の中でもお話ししましたが、この就学援助事業の新入学準備金ということですが、これ説明はしませんけれども、令和4年度も不用額213万2,610円出していて、その中で実績、予算範囲が55名分を予測していましたが結局24名と。令和5年度より多かったのですよね。これが、31名しか使用しないということもあって、今年も12名の減があったということで、事業本体の内容とか、保護者に対する説明、申請方法いろいろあるとは思いますが、審議の中でもお話ししましたが、使用できなかった理由とかを、やはり明確にした上で次の事業に生かさなければいけないと思うのですけれども、令和4年、令和5年と立て続けにこういう現状を起こしておりますので、やはりこれはもう見直しをかけたほうがよいのではないかなと私は思っております。市長の考えはいかがですか。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） ただいまのご質問につきましては教育関係になりますので、教育長に答弁いたさせます。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

佐川教育長。

○教育長（佐川正人君） 市長の命により、私から答弁させていただきます。

児童保護者負担軽減経費の新入学準備金につきましては、ランドセルや運動着などの入学時に必要な学用品を、経済的な理由によって購入困難な入学予定の児童保護者に対して、必要となる経費の一部を援助しているところでございます。

まずは、予算の積算の在り方なのですが、令和5年度における申請見込み者数の積算は、令和4年度の申請者数と支給対象者の割合を認定率という形で算出いたしまして、入学予定者に認定率を乗じた人数を予算計上しているところでございます。

また、新入学準備金の支給に当たりましては、申請のあった世帯の前年の所得額が生活保護法基準額の1.4倍以下となる世帯などの該当要件を加味しまして2月に審査し、認定・不認定の決定及び認定者への支給を2月末に行っているところでございます。

新入学準備金の不用額につきましては、支給時期が2月末という状況でございます。そして、この準備金が予算不足によって保護者への支給が滞ることを避けるために、かなり余裕のある予算編

成をしている結果として生じたものでございます。

今後におきましても、適正な予算執行に努めるとともに、保護者への周知を図りながら、真に必要なとしている方への援助につながるよう努めてまいりたいと思っております。

○小島雄一委員長 山口文章委員。

○山口文章委員 分かりましたけれども、この10名以上の不用額、結局、令和5年は150万円減っていますよね。令和4年は200万円ですよ。50万円少なくなったかもしれませんが、先ほど教育長も話しましたが、ちょっと多めに残しておくというのは分かるのですけれども、やはりこれ使えなかった理由もありますよね。やはり、もう少し精査すれば、先ほどもいろいろところで財政難だと話をしていますけれども、こういった予算が少しずつ違うところにも分配できるのではないですか。そこなのですよ。

だから、次の別な話になってしまいますけれども、先ほどもありました評価表を見ていろいろ考えてくださいという話もありましたけれども、やはりこれも、令和4年、令和5年と立て続けにこういうふうになっている状況で、使用できなかった理由とか、確かにそれはあると思うのですよ。

その家庭それぞれありますけれども、やはりそういった実績をちゃんと確認した上での、ある程度多めに取るというのは分かるのですけれども、その多めの金額にもある程度、これだけ100万円以上残すのではなくて、もう100万円以下とか、徐々に削っていきますよという形も私は必要だと思うのですが、今のままでこれはよろしいのですか。そうだと、ただどの事業だってちょっと多めに多めにとということで行くと、どの事業にも当てはまりますよ。お願いします。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

佐川教育長。

○教育長（佐川正人君） 予算計上の人数に対しまして、支給人数を引いた人数が使わなかった方はイコールではございません。予算計上は、人数を認定した率を乗じた予算上の人数を計上しているところでございます。

ただ、予想以上に、今、委員ご指摘のように100万円、200万円残るということは、我々の積算上の在り方についてももう少し精査を加えるべきではないかなとやはり考えます。そのところを検討してまいりたいと思います。

○小島雄一委員長 山口文章委員。

○山口文章委員 そうです。仮定するとかどうのこうのではなくて、やはりその積算数とかの計算のほうもまず見直ししたほうがよいのではないですかということだったので、はい、分かりました。了解しました。

次に、鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲経費についてというところで、総括質疑を行いたいと思います。

まず、狩猟免許所持者の報酬ということで、本市では、捕獲従事者育成事業として狩猟免許の取得には力を入れています。補助金として行っています。しかし、取得後の対応は、質疑の中にあっ

たとおり、有害鳥獣被害対策実施隊、各分隊に任せているというのが現状です。

喜多方市としても、今、狩猟で生活していくということは、原発の問題がありましてなかなか難しいことです。現在、狩猟を目的として狩猟免許を取得する方というのは少ないと思います。現在は、田畑と自身が暮らしている地域を守る、有害鳥獣から守るのが主として免許取得を行っておりますけれども、そういった狩猟を日頃から行っている人は経験を積むことができますけれども、なかなか経験できない方がいると思います。

市としては年に1回安全講習としてやっておりますが、実際は実践の講習とかも行っていないので、その有害鳥獣被害対策実施隊に入った方でもなかなか経験が上がらないと思います。

この狩猟免許の取得者に対しては、県も講習の開催の案内も送っております。2回ぐらいあるのですけれども、それも1か月に4回とか複数回行われるので、会津で開催される場合だと日中、土日の開催なので、何とか私とか、ほかの仕事を持っている方でも行けるのですけれども、それが市外とか、または中通り、浜通りで行われる場合も実際あります。

この現状からして、やはり育成事業として行いうわけなので、その講習の面でも市としても県の講習を呼んで市で実践的な講習ができるような体制とか、またはほかのところに行って講習を受ける際に、3分の1でも10分の何ぼでもよいですけれども、少なからず補助が必要だと思うのですが、その辺についての考えは、市長、いかがですか。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 狩猟免許所有者を対象とした講習会の開催についてであります。市鳥獣被害対策実施隊の方を対象として、年2回の講習会を開催しているところであります。

1回目につきましては、新規入隊者を対象に、捕獲を行う際の注意点や捕獲後の対応などについての内容となっております。

2回目につきましては、市鳥獣被害対策実施隊の全員を対象に、鳥獣保護管理に関する法令や捕獲時における安全管理などについて講習を行っております。

講習会については、今後も継続的に開催し、市鳥獣被害対策実施隊員の知識の向上と捕獲現場での安全確保に努めてまいりたいと思います。

また、実技の講習会につきましては、福島県におきましてハンタースクールを開催しているところであります。

現在、本市では、捕獲技術の向上のため、わな設置や捕獲駆除の現場におきまして、先輩隊員からの指導によりまして技術やコツを伝授し、経験を積むことで技術向上を図っておりますので、これらの機会を活用し、実技講習会とすることができるかについて、市鳥獣被害対策実施隊と協議して、研究、検討してまいりたいと思います。

○小島雄一委員長 山口文章委員。

○山口文章委員 分かりました。検討という言葉が出てきましたのでよいとは思ったのですが、実際に今、私は令和5年度の予算でわなの免許を取りまして、実質1回だけわなの確認はしました。しかしながら、実際には免許を取ってもわなの仕掛けとか実践はしていませんので、私も不安だらけなのですよね。

そういう現状で、分隊に任せている現状で、なかなか時間も合わない等ありますので、土日だったら皆さん時間取れたりすると思うので、やはりそういった時間とか、あと、いろいろな種類のわなとかの実践ということで、この狩猟免許を育成事業として取った方々が、喜多方市の有害鳥獣対策できるような、実際に本当に力になれるように、即戦力としてできるような支援もやはり私は必要だと思うからこういった質問をいたしましたので、今、検討という言葉が出ましたので、それ以上のことは言いませんので、引き続きこれはよろしく願いいたします。

次に、総務のほうでも話がちょっと出ましたけれども、事務事業評価に生かした予算（補助金）についてというところに出ています。

これも、総務の資料の中で見て分かったのですが、令和5年度の事務事業評価の中で、名前が変わっていたのですが、有害鳥獣被害防止対策事業というところの評価の中ではいろいろと書いてありました。よいことも書いてありました。

例えば、2次評価では、補助率や事業内容については、出没件数や被害状況を踏まえつつ、適宜見直しを行っていくことということで書いてありました。

確かに、令和5年から電気柵の購入とかの補助率が変わりましたが、令和6年度になって4月からこの事業が始まると、あっという間に電気柵の購入補助が底をついたということで、一般質問でもありましたけれども、そういった事態が発生しております。出没件数とか、被害状況を考えつつと言いますが、実際にその被害も市に報告していない人もいると思うのですよ。それが結局、電気柵を予防策として、少ない被害は上げなくてもよいかなという方々が、やはり怖くなってそういった購入補助金を申請しに来ているのが現状だと思います。

しかしながら、その予算がもうないということだと、やはりどうしてもこの適宜に対応していくなどという評価とか、あと外部評価にも予防対策面を強化していくことが必要となっているということを記載されてありました。これは令和5年度の評価なので、令和6年度とすぐにはつながらないと思っていますけれども、令和7年度の予算編成ではこれをきちんと生かしてもらって、やはり必要なときに必要な予算を必要なところに持ってくる必要もあると思うのです。

限られた予算内で各事業を行うのは、やはり評価とかを反省をした上でこういった事業に補助金とかそういったものをつけていくのが、多分私は普通の筋だと思うので、その辺についての補助金の見直しについて、市長の考えを伺います。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 事業評価の結果についてであります、令和5年度の事業評価におきまして、有害鳥獣被害防止対策事業が外部評価により、事業の維持という評価結果を受けたところであります。

その事業の中の、有害鳥獣被害対策補助金については、令和2年度の鳥獣の急激な増加に伴い、緊急的に全市に電気柵を広めていくために取り組んできたものであり、成果として、一定程度電気柵が普及したことにより被害が軽減され、電気柵の有効性が確認されたところであります。

今年度は外部評価における意見を踏まえ、今後も継続して市内全体に電気柵による被害対策が進むよう、事業主体が行政区や団体・法人の場合の上限額及び補助率の見直しを行ったところであります。

これからも、地域住民及び市鳥獣被害対策実施隊をはじめとする関係機関と協力し、生息環境管理、被害防除及び個体数管理の3つの対策や、人材育成に取り組みながら、鳥獣が出没しにくい地域環境づくりを総合的に進めてまいりたいと思います。

○小島雄一委員長 山口文章委員。

○山口文章委員 そうですね。その答弁で間違いないとは思いますが、ただ、現状この有害鳥獣被害の問題というのは、多分人口減にもつながる問題だと思うのですよね。だって、ここで暮らしていけないのですよ。現状、喜多方市も人口減少とか、いろいろな問題になっています。多分、いろいろな事業も全部そういったものにつながってくるとは思うのですけれども、もう現実的に見えている話なのだと思うのですよね。

農作物被害でも、人的被害、確かに今は少なくなっていますけれども、食べるものがなくなるというものは、もう完全にここをつくっても食べていけないのだという人々がいらっしゃったら、その土地を捨てて、それこそ移住・定住関係の補助金がありますよね、多世代同居とか、そういった事業を使って中心部に行ってしまう可能性もあるのですよ。そうすると、どんどんどんどん人の住む地域は小さくなってきて、その周りを電気柵で囲むという政策、ちょっと進撃の巨人ではないのですけれども、本当に壁の中に人間が住むということになってしまうのではないかと私も思ってきってしまうので、やはりそれを本当に防ぐには、先ほどの育成の関係もそうでしたが、喜多方市としてはすごくやっているのだと。それでも、どんどんどんどん人の住む地域がひどくなっているという、それでも政策の評価にもつながると思うので、もう目玉でも何でもよいので、そういったところを進めてほしいと私は思っております。それについて何か考えていたら、市長、お願いします。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 委員ご指摘のとおりだと思います。

中山間地域の荒廃した農地、さらには河川、そしてまた未利用化地のままになっている状況の中で、鳥獣が市街地に出没しやすい状況になっている。これは本市だけではなくて、今日も県で発表

されたようでありますけれども、広域的な中で、今も猪苗代等も含めて広域的にやっているわけ
ありますけれども、本来は県全体の中でやはり対応していくべきではないかなと思っている次第で
あります。

先ほども申し上げましたけれども、出沒しにくい地域環境づくりを総合的に進めなければなら
ない。肝に銘じながら、各部署、さらには各市町村等とも連携しながら、しっかりと荒廃した地域が
なくなるような、いわゆる中心部に人口が移動してしまうというご指摘もありましたけれども、そ
ういったことにならないようにしっかりと対応してまいりたいと思います。

○小島雄一委員長 山口文章委員。

○山口文章委員 分かりました。

最後ですけれども、先ほども話しましたけれども、今年度は電気柵の購入補助金とかがもう年度
始まってすぐなくなったと、それはちょっと異常だと思うので見直しをかけてもらいたいと、補助
率が上がる、下がるはよいと思います。件数が増えればよいと思いますので、そういった対応を令
和7年、8年、今後の予算編成でしっかりとお願いいたします。

以上です。答弁は大丈夫です。終わります。

○小島雄一委員長 ほかに質疑ございませんか。

渡部一樹委員。

○渡部一樹委員 私からは、いじめ・不登校対策についてお尋ねします。

(1) ですが、教員の資質向上と教育委員会の体制見直しについてお尋ねいたします。

所管でもお話し申し上げましたが、そもそも社会人の基本である会話のキャッチボールが成立し
ない教員、学校、教育委員会、特に学校教育課、この辺りの体質改善は急務です。

私は、難しいことを申し上げているのではありません。学校教育課については、教員出身者の方
がこの間、指導主事として大変多くの方に来ていただいています。教育行政のやり取りの中では、
残念ながら経験不足だと言わざるを得ません。

現場の教員が不足しています。であれば、ある程度そちらのほうに資源を回していただいて、市
の一般の行政事務の方に担っていただいたほうが、まだ学校間の連携、関係する福祉課との連携、
そういったものができると思います。

教員の資質向上については、令和5年度だけでなく、それ以前から折に触れてずっと皆さんと議
論ややり取りをしてきましたが、全くもって改善の兆しがありません。

最後に、まとめのところでも申し上げますけれども、今回の事態が起きたことについては明らか
に問題があると思っていますし、所管の部分で、教育部長、学校教育課長からもそれを認める発言
がありました。それは最後にしますけれども、まず(1)の部分について、基本的な認識をお尋ね
します。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） ただいまのご質問につきましては教育関係になりますので、教育長より答弁いたさせます。

○小島雄一委員長 佐川教育長。

○教育長（佐川正人君） 市長の命により私から答弁させていただきます。

まず、いじめ・不登校等対策についてお答えいたします。

初めに、教員の資質向上についてであります。各学校では、未然防止、早期発見、早期解決に向けて、日頃から児童生徒の深い実態把握や対応の在り方、保護者との連携を密にするための研修は行っているところではあります。

しかしながら、現在、児童生徒を取り巻く環境は、人間関係をはじめ、価値観、個々の認識の相違など複雑化・多様化しており、学校の対応が当該の児童生徒、保護者の方々の安心につながらない場合もございます。

これらのことから、今後も該当の児童生徒、保護者の方々の満足感や納得感、安心感のために、さらなる教員の資質向上に向け、真に教員の心に響くようなそういった研修、各学校の課題を明らかにしながら、今後とも校内研修の支援、指導・助言を継続していきたいと思っております。

次に、教育委員会の体制見直しについてであります。生徒指導担当指導主事を中心としたチームでの対応をしてみたいと考えております。今後も、毎月実施しております各校の実態調査の結果を精査し、小さな事案も見逃さずに対応することとし、これまで以上に学校との連携を密にするとともに、当該児童生徒、保護者の方々の声にしっかりと耳を傾け、困り感に寄り添った対応をしてみたいと思っております。

また、教育委員会、学校教育課の体制の見直しについてであります。本市の子供たちの豊かな学びの確保や、地域を支え未来を拓く人づくりを効果的かつ効率的に進めるために、現状を見極めながら適正な職員配置を進めたいと考えております。

○小島雄一委員長 渡部一樹委員。

○渡部一樹委員 教育長も複雑多岐にわたって安全・安心につながらないということをお認めになっていて、納得感というところが大事かなと思います。

ただ、私も特に難しいというか高度なことを求めているわけではなくて、最低限でいいからこの部分は必要だよねと、結論とかそういった部分での価値観とか、認識の違いはそれぞれありますので、それはよいと。ただ、その過程をしっかりと納得いただけるように踏んでいただければ、何も求めるものはないのですが、そこすらできない、できていない現状があります。

心に響く研修をしたいとおっしゃいましたけれども、それは教育委員会の方針としてはあるのかもしれませんが、とても現場はそんな状況ではありません。それを指導・管理するのは教育委員会

の責任です。

この間、教員の休業のお話もしました。教育長は頑張って、人事も含めてやっていただきましたが、また2人の休職者が出ている状況やに聞いております。そういうてこ入れをしてもなかなか直らない現状というのは、今教育長が答弁したような内容以前の問題であって、普通の社会通念上の常識、一般的なやり取りの基本、忙しいのであればその業務量を減らすこと、これは市の事業も全般に言えますけれども、そういったことを丁寧にやっていけば、先生たちにはもっと心の余裕が自然とできますし、保護者やPTAに対する対応にも余裕を持って対応できると思います。

今ここでその答弁をしたからといって、現状、現場は凄惨です、はっきり言って。それに子供を出さなきゃいけない保護者も大変です。そういった基本ができていないからこそ、この惨状があるのだと思います。いじめの数もすごい数です。中学校においては不登校の数もすごく増えている。

課題は、原因はシンプルだと思います。私が今言ったような基本が、全くもって教員、そして組織、組織間でキャッチボールができていない。それこそPDCAも回っていない。人が代われれば方針も変わる。そういうことを続けていたのでは、この課題はよくなるどころか、ずっと悪くなり続けます。もういいかげん、そういう理想の高いこと、心に響く研修をしたいというそんな話ではなくて、教員一人一人に向き合う、学校の課題としっかりと向き合う、逃げない、そういうことが必要だと思います。

教育委員会の学校教育課の指導主事の関係ですが、チームでの対応をしたいと言うのですが、申し訳ない。所管の部分で、最初、学校教育課長にこの事実を知っていますかというお話をしたら、知らないということでした。これは、再三再四、学校側に言ってきたところですが、その答弁を聞いたときに最初に思ったのは、そもそも学校教育課自体の調査が甘いのだなということでした。

その事案のときに、学校長はほとんど記録を取っていません。同行者が取ったかもしれませんが、校長はほぼ記録を取っていません。学校の記録自体も、私は見もしませんでした。その最初の答弁を聞いたときに、ああ、もう何百分の1のいじめの案件だ、不登校の案件だ、ということで片づけられている感じをすごく印象として受けました。それでは、いじめを減らすとか、不登校を減らすなどということにはならないと思います。ですから、チームでの対応と言っても、全く機能していないというのが現状です。

保護者同士の話合いのときに、学校長と学校教育課に立ち会っていただきましたけれども、この部分についても、前段、校長が内容の簡単な話をただけで、学校側、教育委員会側、一切話しませんでした。チームでの対応とかというのであれば、何かしら学校としての意見、学校教育課としての意見、考え、そして保護者の疑問や意見に対してしっかりとした考え方を持って臨むのが普通だと思うのですが、ずっと黙ってその会議は終わりました。そういうことを続けていたのでは、保護者も児童生徒も全く浮かばれないと思います。

そういった体質を、喜多方市の教育委員会だけでも変えていただきたいという思いで、私もその

立場ですから、県の云々ということはさらさら言うつもりはありませんが、喜多方市教育委員会だけはその部分はしっかりとしていただきたいと思います。

最初の答弁で、私の言っていることがなかなかできないのだなというのはよく分かりましたが、しかしこういったものを置いておくわけにはいきません。改めて、教育委員会の今言った指導主事の形というのは改善していただく、見直していただく。どちらとも取れるような答弁を教育長はされていますが、これはやはり見直しなのだろうと思います。

事務方と教員出身者の中で全く情報共有がされていない事例も、昨年度もお話ししました。こんな例はごまんとあるのです、残念ながら。それはもうやめにしたいです、僕、正直。正直、1年以上放置された案件も幾つかあるのです。それに対しての答えも1か月以上待たされます。1学期中待たされることもありました。最後には、現場の教師から逆上されたときもあります。一体どこを見て教育しているのだということが、私の子供が小学生になってから4年間経過しましたけれども、全ての年度においてそういう事案が幾つもあるのです。それではもうどうしようもない、はっきり言って。

ですから、これはもう教育長もそうなのですが、これは組織の問題ですから、やはり市長、ここは重く受け止めていただいて、教育長とも相談していただいて、しっかりここは向き合っていただきたい。組織を変えるところはまずできると思います。そこから体質改善してっていただきたい。いかがでしょうか。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

佐川教育長。

○教育長（佐川正人君） いろいろ論点があったわけですが、組織を変えてみたらどうかということがあれかなと思われま。それで、我々の組織が3名体制から始まりまして、年度を追うごとに人数が増えてきた経過がございます。議員ご指摘のように、この体制が喜多方市に本当に合っているものであるかどうかということが、まず1点あるかと思ひます。

他の市町村の例を見ますと、二本松市でございますが、二本松市はほぼ喜多方市と同様な学校数、喜多方市より1校少なく23校だったと思ひます。人数も喜多方市とほぼ同様な人数でございます。そして、二本松市の場合ですと、教職員の指導主事が、会計年度任用職員の先生方も含めまして現在8名いらっしゃいます。喜多方市の場合は今6名でございます。これが適正かどうかということについては、やはり我々もいろいろな視点から改めて考えていかなければいけないのだろうと思ひます。

それは、やはり昨年度も1人現場の教員が少ないのにとご指摘もございました。それで、1人うちのほうから教頭先生が出て行かれて、その代わりに会計年度任用職員の退職された校長先生に来ていただきました。そういったことで少し緩和はしているかなと思ひます。

それから、もう一つは、一般の市の職員の方との交流といいますか、そっちのほうに任せたらよ

いのではないかというご指摘もあったかと思えます。これにつきましては、確かに今現在も学校基本調査というような学校の基本的な質を調べる調査がございますが、これなどは市の一般職員とうちの管理主事が協力しながら今行っている業務もございます。他の市町村を例に見ますと、例えば就学指導事務というのがございます。幼稚園や保育所から小学校に移るときに、学級はどこの学級がよいかとか、そういったことをやる事務でございますが、その事務をうちは教員関係がやっておりますが、それを一般の職員がやっているということも聞いたことがあります。

ということで、いろいろなことが考えられますので、そういうことについては検討してまいりたいと思えます。

○小島雄一委員長 渡部一樹委員。

○渡部一樹委員 すみません。私もいろいろ話したから答弁も多岐にわたるのでしょうかけれども、二本松市では8人とかそういう話ではないのです。6人いようが3人だろうが8人だろうが、機能していないでしょうという話をしているのです。返事を1年以上持ってこなかったり、こっちから言わないと動かなかったり、そういうところを言っているのです。そういうのはどこから来るのかという話なのです。学校教育課がちょっと多過ぎないですか、学校側が多過ぎないですかという話なのです。その役割をどう変えてちょっとよくなったとかそんな話ではないのです。

そもそも根本的に社会人としてのキャッチボール、報告・連絡・相談と言いますけれども、それが全くできないでしょう。だから、いつも言うではないですか、私。話の内容に行かないですよ。それをずっと繰り返しているのです、この4年間。

次に移ります。

関係課と関係機関との連携ということで、特にこれは支援を必要としている子供の部分であります。実際は、社会福祉課と学校教育課の関係です。

これも社会福祉課の認識と私の認識は全く一緒なのですけれども、けんかを売るようなことするわけではないのですけれども、事実なので言いますね。

そういう案件があったと。これは社会福祉課のほうからすると、そういった内容の連絡とか通報があれば、学校教育課に連絡をして確認をしてという手続になっていくのですけれども、これも同じなのです。社会福祉課のほうで言いました。学校教育課から何にも連絡ないのです。最終的な措置をしたとしても。それがずっと続いているのです。これも同じ。

僕も、間を取り持つわけではないのですけれども、都度聞くんです。これ今どうなりました、社会福祉課としゃべりましたか、社会福祉課には学校教育課から来ましたかと。全く不調です、話は。やっこのいじめ・不登校の案件があってから、教育長のお部屋で関係課の職員としゃべったそうですが、もうそんなのは私が言うまでもなく通常やっているべきことですよ。

ですから、本来支援しなければいけない子供がずっと苦しんで、4年も5年も通常の学級にいて、私も本当に本人も可哀そうな場面を現地でも何回も見ています。保護者の同意が取れないと言いま

すけれども、保護者の同意を取れるように説得するのが、教育委員会であり福祉の役目だと思っ
ていますが、それを盾に一生懸命保護者の方を説得している姿というのは、ちょっと前の学校側から
は私は見えませんでした。

やっと今年ですけれども、私たまたまそれに気づいたので話をして、担任の方から感謝をいただ
いて、いやそんなことじゃないよと、こういうのはもう1回あったらもうあと自動的に行くものな
のだけどねという話をしました。それも、その後、校長先生に私直接お話ししてやっと話の議論に
のったそうですが、そういうことをこっち側がやらないと機能しないという現状があるのです。こ
れはいかがですか。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） ただいまのご質問につきましては教育関係になりますので、教育長より答弁
いたさせます。

○小島雄一委員長 佐川教育長。

○教育長（佐川正人君） 市長の命により私から答弁させていただきます。

関係課、関係機関との連携につきましては、一応月1回「子ども・子育て支援庁内連絡会議」を
行い、社会福祉課、こども課、保健課、学校教育課の4課で情報共有を行っているところでござい
ます。

対外的には、生徒指導担当指導主事が喜多方市地域自立支援協議会子ども部会や喜多方市要保護
児童対策地域協議会実務者会議等に参加しながら、関係機関との連携を図っているところでござい
ます。

しかしながら、本当に先ほどから申し上げてはおりますが、連携が形式的なものでなかったのか、
実情を伴ったものになっていなかったかどうかについては検証し、得た情報の庁内での周知の在り
方などを今後検討してまいりたいと思います。

また、日頃から、生徒指導担当指導主事、特別支援教育担当者及び特別支援教育アドバイザー、
スクールソーシャルワーカーが、支援が必要な児童生徒、家庭等と直接関わり、その状況を学校、
教育委員会と福祉部門で共有したところです。学校だけでは対応が難しい場合がほとんどでござい
ますので、今後も該当児童生徒にとってどのような支援が必要かを関係課、関係機関で共に考え、
役割分担をしながら迅速に対応していくことが大切であると考えております。

○小島雄一委員長 渡部一樹委員。

○渡部一樹委員 今の答弁は一般論なのです。もうそんな状況ではないでしょうという現実があるに
もかかわらず、なかなか改善をしないということだけは申し上げておきたいと思います。

最後のまとめにします。

いじめ・不登校の案件については、ここでは詳しくは申し上げません。所管課の中でもごくごく

一部ですが申し上げましたが、それ以上のことがたくさんあるということは知っていらっしゃると思います。

県教育委員会のいじめ・不登校対応のスキームフローというものがあります。今回紹介させていただいた案件については、ここに書いてあることがほとんどできていません。その被害児童生徒が不登校となったこの1か月間、学校側からのサジェスションというのは全くありませんでした。全て保護者からの補習やら日頃の状況やら、そういう話は保護者側からしておりますが、それに対する学校側の積極的な提案というものはありませんでした。学校長からも連絡がありません。

そのマニュアルには、保護者の部分にこう書いてあります。電話連絡、家庭訪問、随時経過説明、これが誠意ある対応なのだよと。このとおりです。このとおりやっただけであればいいのですけれども、これすらできない。被害児童生徒には、学校は必ず守り通すという姿勢、これも担任の発言を引用させていただきましたが、全くそれに欠けるものであって、逆にその子供を傷つけるような発言であります。加害児童生徒にも同じです。それは、その場では指導しているかもしれませんが、保護者へはまた話を変えて報告をする。ですから、保護者との協議になったときに話がまとまらない。こういった悪循環です。

P T Aとの連携、これも実例を示してお話をしました。全くもってスピード感の不足、この令和5年度の案件について、今年度の当初アンケートをまとめるように、P T A、学校教育課、学校で連携しながら取り組むとしました。驚くべきことですが、いまだに取りまとめに至っていません。これはP T Aの部分の責任もありますけれども、先日、その幹部の方が私に頭を下げてこられました。本当に申し訳ないということでした。そこはいろいろあるのでしょうかということその場は終わりましたけれども、こういうことがずっと一貫して続いたときに、喜多方市に生まれ育つ子供はもちろんですけれども、保護者、親、地域も含めて、この地にまた住みたいと思うのでしょうか。

教育長は、ずっと住んでほしいというお話とか、一人一人の居場所とか、いろいろおっしゃっていますけれども、今言ったように、教員の自己保身であったり、学校側の方針であったり、そういったものが、教育委員会の方針もそうです。児童生徒ももちろんです、保護者のことも深く傷つけているということは認識していただきたい。私、もはやこれは責任問題だと思っています。

くしくも所管の部分で、教育部長も学校教育課長も責任を認めました。至らない点が多々あったというお話だったと思います。これは市長も含めてですが、教育長、当該校長、そして当時の担任、ここは責任問題だと思っています。令和5年度のこの取組を通して、これはまた一般質問だと言われると審査要領を見ていただきたいと思いますが、ここはしっかりしかるべく対応をしていただきたいし、しないとまた同じような悲劇を生むことになるのではないかなと思います。

身体的な面、精神的な面、そして経済的な面で損失を受けております。この点は重く受け止める必要があると思いますが、いかがですか。

○小島雄一委員長 答弁を求めます。

佐川教育長。

- 教育長（佐川正人君）** 本当に結果は非常に残念なことになってしまったわけですが、議員のご要望を中心としまして、我々としてはできること、できないことありましたけれども、いろいろと対応していたつもりではあったわけです。繰り返しになりますが、議員にとってはその対応が物足りなさを感じたり、不十分だというようなことを感じられたと思います。

では、このような場合にどのような対応が必要であったのか。やらなければならない対応があったのかどうか。実は、喜多方市でも同じような例で、他の市町村から今全部で4名の生徒が喜多方市で勉学をしております。すなわち、簡単に言えば、他市町村でいじめや不登校があって、その改善のために喜多方市においでいただいております。転校という最後の手段を取らなければいけなかったというのは、本当に非常に残念なことでありますが、その4名の児童生徒も今元気に登校しておるところでございます。

一旦崩れてしまった人間関係といいますか、そういったものを修復するのは、一生懸命やってもなかなか難しいものがございます。ということで、まずは他市町村からおいでになっている生徒もおりますので、他の市町村ではどのような対応されてどのような責任について考えられたのか。さらに、場合によっては、どういった作為義務違反があったのかについて、それについては第三者といますか、県のほうに問いただして考えていきたいと思っております。

- 小島雄一委員長** 本市の学校においてのいじめ問題ということで、深刻な状況を渡部一樹委員の審議を通じて我々も知るところとなりました。本当に深刻な状況だと思いますし、関係機関、教育委員会と社会福祉課との連携というような問題もありましたし、職員も一般職にしたらどうかというような話もありましたので、市長、最後に一言、この点等についてどのようにお考えか、お答えください。

遠藤市長。

- 市長（遠藤忠一君）** ただいまの渡部委員のお話については重く感じておりますし、本市の子供たちが豊かな学びをするということは、子供たちに与えられた最大限の権利であります。その権利が失われているとすれば、大変重大な問題だと私も認識しております。

先ほど、渡部委員のほうからお話ありましたように、教育長としっかり連携をしながら、これらの対応、対策に努めてほしいというお話がありました。総合教育会議の座長という形でもあるわけでありますので、人事関係も含めてご提言をいただきましたので、二度とこのようなことのないような体制づくりも含めて、教育委員会、教育長と連携を取ってまいりたいと思っております。

- 小島雄一委員長** それでは、質疑の途中でございますが、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後1時に再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

○**小島雄一委員長** それでは、全員そろいましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。

渡部一樹委員。

○**渡部一樹委員** なかなかできない人や組織にやってくれと言っても無理だなというのはよく分かりました。いろいろお考えはめぐらされたのだろうなというところだけは推測します。ただ、関係者の方へのアプローチということは、ほとんど積極的になされなかったと、ほぼなかったということは、これはもう確認できますし、厳然たる事実であります。

そういった前提で、私もある意味で、教育委員会の姿勢やら考えというのはよくよく分かりましたので、そういった中ではなかなか今のような問題に対しては今後もなかなか厳しいのだろうなということをよく理解できましたので、これ以上は質疑してもなかなか出てこないかなと思いましたので、これで終わります。

○**小島雄一委員長** 以上で、文教厚生常任委員会所管分の質疑は終わりました。